

沿岸広域振興局長告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352900013	放課後等デイサービス 四季の郷	上閉伊郡大槌町小槌 第16地割18番地1	社会福祉法人 大洋会	平成26年4月1日